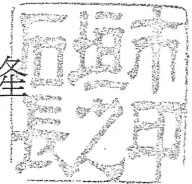




石垣市建設工事等に係る最低制限価格認定基準要綱
の一部を改正する要綱をここに公示する。

令和6年8月21日

石垣市長 中山 義 隆



石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の一部を改正する要綱

石垣市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱(平成20年石垣市告示第147号)の一部を次のように改正する。

第3条中「から10分の8まで」及び「から10分の8.5まで」を削り、「の範囲内で適宜の割合」を「以上」に改める。

別紙1を次のように改める。

別紙1(第3条関係)

(最低制限算定価格の計算)

第1 最低制限算定価格は、原則として次の各表により定める割合に予定価格を乗じて得た額を参考とする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

ア 直接工事費に10分の10を乗じて得た額とする。

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額とする。

ウ 現場管理費に10分の8を乗じて得た額とする。

エ 一般管理費に10分の7を乗じて得た額とする。

(2) 委託業務の場合

次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の6.6に満たない場合にあっては10分の6.6とするものとする。

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務 (建築設計及び監理業務)	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務(磁気探査業務含む)	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。